

新庁舎の規模算出について

I. 建物の規模（延床面積）

■ 基本的な考え方

新庁舎の建物床面積（必要面積）は、職員数等による算定方法を基本とし、市民が求めるサービスなどを加えながら、適切な規模を算定します。

1. 総務省の基準：「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱」

この基準は、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものとなっていますが、総務省が示す標準面積には、市民交流のための面積や防災機能、福利厚生等のための面積が含まれていません。

2. 国土交通省の基準：「新営一般庁舎面積算出基準」

この基準は、各府省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準であり、職員数をもとに事務室面積や附属面積（会議室、倉庫等）の面積を算出するものです。

また、本基準に含まれない議会機能に要する面積や固有面積（防災機能や福利厚生、市民交流等）については、個別に積算し、事務室等の面積に加算します。

3. 本市の算定

総務省の算定基準を基に、市独自の項目を加えて規模を算出するものです。

① 職員数

総務省の算定基準のベースになる職員数は、正職員のみです。

しかし、現実には、臨時職員や嘱託職員、再任用職員、委託業者も業務を行っているため、これらの職員も算定に加えるものとします。

② 書庫

総務省基準では、書庫と倉庫の明確な区別がないため、現本庁舎の書庫の床面積を追加します。

③ 市民が求めるサービスを加える

○市民交流スペース

○市民活動センター

○防災拠点となる防災センター

※ その他の市民が求めるサービスは、庁舎の構造やレイアウト、機能的利用等で対応することとします。

1. 総務省の基準：「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」

区分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	標準面積
① 事務室					
特別職・三役	4人	20.0	80人	4.5㎡	360.0㎡
部長・次長級	13人	9.0	117人		526.5㎡
課長級	31人	5.0	155人		697.5㎡
課長補佐・係長級	126人	2.0	252人		1,134.0㎡
一般職員	331人	1.0	331人		1,489.5㎡
小計（職員数）	505人		935人		4,207.5㎡
②倉庫	事務室面積×13%				547.0㎡
③会議室等	職員数×7㎡				3,535.0㎡
④玄関等	各室面積(事務室+倉庫+会議室等)×40%				3,315.8㎡
⑤車庫等	本庁にて直接使用する公用車数（13台）×25㎡				325.0㎡
⑥議会関係諸室	議員定数（26人）×35㎡				910.0㎡
合 計					12,840.3㎡

※標準面積の値は、小数点第2位を四捨五入。

◆ 職員の区分について

職員の区分は、次のとおりとなっており、①から⑤の合計は正職員の数となり、また、職員数については、第2次定員適正化計画における最終年度の人数を参考とし、算出しています。⑥については、平成26年8月現在の人数です。

- ①部長級・・・部長、政策審議監、支所長、会計管理者、局長
- ②課長級・・・課長、所長、館長、園長、場長、部長級以外の参事
- ③課長補佐級・・・課長補佐、室長、副所長、副園長、主幹
- ④係長級・・・副主幹、係長、主査（係長級）
- ⑤一般職員・・・上記以外の事務職員、技能労務職
- ⑥臨時職員等・・・再任用職員、臨時職員、嘱託員、委託先社員等

2. 国土交通省の基準：「新営一般庁舎面積算出基準」（国土交通省）

区分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	標準面積
①事務室					
特別職・三役	4人	18.0	72人	4.0㎡	288㎡
部長次長級	13人	9.0	117人		468㎡
課長級	31人	5.0	155人		620㎡
課長補佐	40人	2.5	100人		400㎡
係長級	86人	1.8	155人		620㎡
一般職員	331人	1.0	331人		1,324㎡
小計（職員数）	505人		930人		3,720㎡
②会議室	職員 100 人当たり 40㎡、10 人増すことに 4㎡×1.1				216.0㎡
③電話交換室	換算職員が 800 人～1,000 人				68㎡
④倉庫	事務室面積×13%				483.6㎡
⑤宿直室	1 人当たり 10㎡、1 人増すことに 3.3㎡（2 名を想定）				13.3㎡
⑥押入れ等	1 人当たり 10㎡、1 人増すことに 1.65㎡（2 名を想定）				11.7㎡
⑦湯沸室	標準 6.5㎡～13㎡				13.0㎡
⑧受付及び巡視溜	最小 6.5㎡				6.5㎡
⑨便所・洗面所	職員数×0.32㎡/人				161.6㎡
⑩医務室	職員数 500 人以上 600 人未満				130㎡
⑪売店	職員数×0.085㎡/人				42.9㎡
⑫食堂・喫茶室	職員 500 人以上 600 人未満				237㎡
⑬議会関係諸室	（総務省基準を準用：議員定数 26 名×35㎡）				910.0㎡
⑭固有業務	（栃木県佐野市の例を準用）				3,850.0㎡
小計 1					9,863.6㎡
⑮機械室	小計 1 の面積が 5,000 以上 10,000 未満（冷暖房）				831.0㎡
⑯電気室	小計 1 の面積が 5,000 以上 10,000 未満（高圧受電）				131.0㎡
⑰自家発電室	小計 1 の面積が 5,000 以上 10,000 未満				29.0㎡
小計 2					991.0㎡
⑱玄関、廊下など	（小計 1 + 小計 2）×0.35㎡				3,799.1㎡
⑲車庫	①10 台×18㎡（乗用車）／②3 台×20㎡（バス）				240.0㎡
合 計					14,893.7㎡

※標準面積の値は、小数点第 2 位を四捨五入。

3. 本市の算定

区分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	標準面積
① 事務室					
特別職・三役	4人	20.0	80人	4.5㎡	360.0㎡
部長・次長級	13人	9.0	117人		526.5㎡
課長級	31人	5.0	155人		697.5㎡
課長補佐・係長級	126人	2.0	252人		1,134.0㎡
一般職員	331人	1.0	331人		1,489.5㎡
臨時職員等	108人	1.0	108人		486.0㎡
小計（職員数）	613人		1,043人		4,693.5㎡
②倉庫	事務室面積の13%				4,693.5㎡×13%
③書庫					391.2㎡
④会議室等	職員数×7㎡				4,291.0㎡
⑤玄関等	各室面積(事務室+倉庫+会議室等)×40%				3,837.9㎡
⑥車庫等	本庁にて直接使用する公用車数 ① 10台×50㎡（乗用車）／② 3台×100㎡（バス）				800.0㎡
⑦議会関係諸室	議員定数×35㎡				910.0㎡
⑧機械室	「新営一般庁舎面積算出基準」で算出した値を準用				831.0㎡
⑨電気室					131.0㎡
⑩自家発電室					29.0㎡
⑪市民交流スペース	（参考：鹿沼市・真岡市 2,000㎡、佐野市 1,700㎡）				2,000.0㎡
⑫コンビニ等					500.0㎡
合 計					19,024.8㎡

※標準面積の値は、小数点第2位を四捨五入。

- ◆玄関等 玄関、広間、廊下、階段、その他通行部分。
- ◆議会関係諸室 議場、委員会室及び議員控室。
- ◆市民交流スペース 市民活動センターや防災センターなどを含む。
- ◆コンビニ等 コンビニ（売店）、ATMなど。

II. 敷地面積の算出

建物の延床面積の算出「3. 本市の算定」を基に、敷地面積を算出する。

1. 庁舎1階の床面積

建物の階数は、総5階建てと想定した場合、
 $19,024.8 \text{ m}^2 \div 5 = 19,000 \text{ m}^2$ とし、 $19,000 \text{ m}^2 \div 5 = 3,800 \text{ m}^2$ となる。

2. 駐車場の面積

駐車場の面積は、「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」（総務省）の1台当たり 25 m^2 （通路部分を含む）として算出する。

	台数	基準面積	駐車場面積
来庁者	400台	25 m^2	10,000 m^2
議員	26台		650 m^2
公用車	100台		2,500 m^2
職員	300台		7,500 m^2
合計	826台		20,650 m^2

3. 緑地面積

官庁施設の基本的性能に関する技術基準に基づき、敷地面積の20%とすると、概ね6,000 m^2 となる。

$1 + 2 + 3 = 30,450 \text{ m}^2$ となるため、新庁舎の敷地面積は、概ね30,000 m^2 とする。